

平成26年4月24日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、16都道府県の42人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。平成26年3月20日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 16都道府県42人

(東京都3、神奈川県6、千葉県1、栃木県1、埼玉県3、大阪府8、兵庫県4、奈良県2、富山県1、山口県1、福岡県5、宮崎県2、大分県1、山形県1、青森県1、北海道2)

数字は人数

※ 予告は平成26年3月20日までに実施済み